

令和2年度採用 千歳市会計年度任用職員募集案内

「募集職種：巡回支援専門員」

1 募集期間

令和2年2月21日（金）～令和2年3月6日（金）

2 職種、採用予定人員及び応募資格

職 種	採用予定人員	応 募 資 格 等
巡回支援専門員	1 人	<ul style="list-style-type: none">・公認心理士、臨床心理士もしくは臨床発達心理士の有資格者で、障がい児支援に対する助言が可能であること。・障害児教育教員経験者で乳幼児期の発達障がいに関する助言が可能であること・大学か大学院等で発達心理学、教育学、児童心理学のいずれかを専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した方で、障がい児療育の実務経験が5年以上あり、障がい児に対する専門的な助言が可能であること。・自動車免許所持（免許取得後1年経過、ペーパードライバー不可）

- (注) ・応募資格等の実務経験の記載は、令和2年1月31日までのものとします。
- ・応募資格等は、特に記載がない限り申込時において、全項目が必須となります。
 - ・地方公務員法第16条の規定により、次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 千歳市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件等

項 目	内 容
任 用 期 間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 ※ 勤務成績が良好であると認めた場合は、会計年度毎に最大5年間の範囲で再度任用することがあります。
勤 務 形 態	パートタイム会計年度任用職員 週3日以内 8:45～17:15 休憩時間45分含む (7時間45分勤務)
休 日	土・日・祝日・年末年始
勤 務 場 所	千歳市総合福祉センター2階

職 務 内 容	認定こども園・保育所・幼稚園・学童クラブ等を巡回し、児童への発達支援等について助言などを行う。
報 酬	時給 1,693 円 ～ 1,753 円 ※ 条例、規則に定める基準を満たした場合、期末手当、通勤手当相当額等の支給があります。
報酬等支給日	月額による報酬支給者：当月21日 日額による報酬支給者：翌月21日
休 暇	任用期間に応じて、年次有給休暇を付与します。
加入保険等	任用期間や勤務時間により、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。
服 務	地方公務員法に規定するサービスの各規定が適用されます。（サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限） パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合には認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって、職務の遂行に支障をきたすおそれがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって本市の信用を損なうおそれがある場合
そ の 他	任用から1か月間は試用期間となります。

4 申込方法及び申込先

(1) 申込書類

千歳市会計年度任用職員申込書 兼 履歴書（市指定用紙）

※ 資格・免許が必要な職種については、資格証明書等の写しも必要となります。

(2) 申込書類の提出先（問い合わせ先）

千歳市こども福祉部こども療育課

千歳市東雲町2丁目34番地千歳市総合福祉センター2階

0123-24-0348

※ 郵送の場合は、必ず簡易書留で申し込み願います。

(3) 受付期間 令和2年2月21日（金）～ 3月6日（金） 8時45分～17時15分

※ 郵送の場合は3月10日（火）必着となります。

※ 申込書類は、職員課人事係で配布するほか、千歳市のホームページ（職員採用情報）からダウンロードすることができます。

5 試験の実施方法

『書類審査・面接』

※ 書類選考の結果および面接日程等の通知については、3月中旬 に応募者へ通知します。

6 その他

申込書類は一切お返しいたしません。取得した個人情報については、千歳市会計年度任用職員の選考及び職員の任用のためにのみ用い、それ以外の目的には使用しません。なお、採用された方の申込書類については採用後の人事管理資料として利用し、採用されなかった方の申込書類については、一定期間経過後、適切な方法で廃棄します。